

神じいなっちゃん子ども基金設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会(以下「本会」という。)に寄付された指定寄付金等に基づき、神じいなっちゃん子ども基金(以下「基金」という。)を設置し、その運用益金を本会の財源に繰り入れ、子ども支援事業の安定化を図り、子ども支援グループの組織的な活動の育成及び援助を行うことによって効果的な推進を図ることを目的とする。

(基金の構成)

第2条 基金は、次の資金をもって構成する。

- (1) 本会に寄せられた指定寄付金等
- (2) 神川町からの補助金
- (3) その他、基金への繰入金等

(基金の管理)

第3条 基金は、金融機関への預金、その他確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

(基金の運用益金の使途)

第4条 基金より生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(基金の処分及び充当する事業)

第5条 基金は、次の各号に掲げる事業に要する経費に支出するものとする。

- (1) 子ども支援活動の教育・研修事業
- (2) 子ども支援活動の機器・機材の整備援助事業
- (3) 子ども支援活動の啓発・福祉教育事業
- (4) 子ども支援活動の需給調整事業
- (5) 子ども支援グループの援助事業

(会計)

第6条 基金の会計は、本会の一般会計の中で処理する。

2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。